

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月30日

金曜日

号外(12)

目次

公安委員会規則

○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月30日

富山県公安委員会委員長 久和 進

富山県公安委員会規則第6号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

市道 田中線	富山市綾田町早稲田割62の17番地から 富山市上富居字苗代割1130の8番地まで
町道 辻横水線	下新川郡朝日町山崎159番の2から 下新川郡朝日町殿町745番まで

を

市道 田中線	富山市綾田町早稲田割62の17番地から 富山市上富居字苗代割1130の8番地まで
市道 上富居42号線	富山市上富居字大百苅275番1地先から 富山市上富居字大百苅229番16地先まで

町道	下新川郡朝日町山崎159番の2から
辻横水線	下新川郡朝日町殿町745番まで

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。